

令和 8 年度 第 10 回役員会議事要旨

日 時 令和 8 年 7 月 14 日（火）14 時 29 分～14 時 56 分
場 所 大会議室
出席者 松田学長、佐藤理事、桃野理事、増田理事
欠席者 なし
出席オブザーバー 吉田事務局長・副学長、川村副学長、花島副学長、市村副学長、関根副学長、
相田監事、谷口監事
欠席オブザーバー なし

前回までの役員会の議事要旨及び発言内容記録については、議事要旨及び発言内容記録として確認された。

－ 協議事項 －

1 令和 8 年度研究センターの活動状況に係る自己評価について

佐藤理事から、資料 1 に基づき令和 8 年度研究センターの活動状況に係る自己評価について提案があり、協議の結果、原案のとおり教育研究評議会に付議することとされた。

（主な協議内容）

自己評価の対象となる研究センターは、航空宇宙機システム研究センター、希土類材料研究センター及びコンピュータ科学センターとし、各センター長が作成する自己評価書について、理事（研究・連携）は研究推進室において意見を聴取し、その結果を踏まえ、自己評価書を役員会及び教育研究評議会で審議・決定し、決定後に公表する。

資料 1-1	令和 8 年度研究センターの活動状況に係る自己評価について
資料 1-2	令和 8 年度研究センターの活動状況に係る自己評価実施要領
資料 1-3	令和 8 年度研究センターの活動状況に係る自己評価スケジュール
資料 1-4	令和 8 年度研究センターの活動状況に係る自己評価の留意点等
資料 1-5	研究センターの活動状況に係る自己評価書及び研究活動実績票(様式)
資料 1-6	研究センターの活動状況に係る自己評価に係る実施スケジュールについて（別添資料）

2 室蘭工業大学名誉教授規則の一部改正について

佐藤理事から、資料 2 に基づき室蘭工業大学名誉教授規則の一部改正について提案があり、協議の結果、原案のとおり教育研究評議会に付議することとされた。

（主な協議内容）

- 名誉教授の称号を授与しない基準について、以下のとおり規則に定める。
- ・ 本学の教授、准教授（助教授を含む。）及び専任講師として在職中に国立大学法人室蘭工業大学職員就業規則第 33 条に規定する懲戒処分を受けた者には、称号を授与しない。
 - ・ 管理・監督責任を懲戒理由とされた者については、当該事案が本学内外に及ぼした影響及び本学に対する功績を勘案して、選考により称号を授与することができる。

資料 2-1 名誉教授規則の一部改正について

資料 2-2 名誉教授規則（新旧対照表）

以上